

情報・システム研究機構謝金支給基準

〔 機 構 長 裁 定 〕
平成16年7月1日

(目的)

第1条 情報・システム研究機構(以下「機構」という。)が、機構役職員以外の者(以下「外部者」という。)に対し謝礼として支払う報酬(以下「謝金」という。)の取扱いについては、別段の定めのある場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

(支出範囲)

第2条 機構が謝金を支払うことができる場合を次の各号に定める。

- 一 外部者が、機構長又は所長が主催する会議において、機構の運営に関し必要な評価又は意見を求めるなどのために、当該会議に出席した場合
- 二 外部者が、機構長又は所長が主催する講演会及び研修等で講師として講演した場合
- 三 外部者が、機構が発行する研究報告の査読を行った場合
- 四 機構長又は所長が特に必要と認めた場合

(謝金の額)

第3条 前条に規定する会議や講演の出席等又は論文の査読に対し支出する謝金の額を別紙の各号に定める。

附 則

この支給基準は、平成16年4月1日から実施する。

令和2年度諸謝金基準単価表

| No. | 区 分 | 単位 | 金額 (円) | 源泉徴収 | 所得税法の根拠 | 消費税 区 分 | 備 考 |
|-----|----------------------|---------|-----------|--------|-----------------|------------|--|
| 1 | 会議出席謝金 (1) | 回 | 21,800 | 月額表乙 | — | 不課税 | 協議会会議等(所長クラス) |
| 2 | 会議出席謝金 (2) | 回 | 13,700 | 月額表乙 | — | 不課税 | 協議会会議等 |
| 3 | 特別講演謝金 | 回 | 57,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 著名人による記念講演的性格を有するもの |
| 4 | 一般講演謝金 | 回 | 36,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 5 | 講義謝金 (母国語) | 授業の場合 | 9,000 | 月額表乙 | — | 不課税 | |
| | | 授業以外の場合 | | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 6 | 講義謝金 (外国語) | 授業の場合 | 18,000 | 月額表乙 | — | 不課税 | |
| | | 授業以外の場合 | | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 7 | 指導・助言・実技・実習等謝金 (母国語) | 時間 | 5,500 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 8 | 指導・助言・実技・実習等謝金 (外国語) | 時間 | 11,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 9 | 単純労務謝金 | 時間 | 1,020 | 月額表乙 | — | 不課税 | 集計作業、資料整理、会場整理、研究及び実験補助等 |
| 10 | 司会・報告者謝金 | 時間 | 4,500 | — | — | 課 税 | |
| 11 | 審査謝金(1) | 回 | 13,700 | — | — | 課 税 | 討論形式による選考会・書類審査 |
| 12 | 審査謝金(2) | 時間 | 4,600 | — | — | 課 税 | 討論形式によらない選考会・書類審査 |
| 13 | 原稿謝金 (母国語) | 枚 | 2,200 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 思想・文献・随想・提言等 (400字) |
| 14 | 原稿謝金 (母国語) | 枚 | 1,600 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 一般 (400字) |
| 15 | 原稿謝金 (グラビア) | 頁 | 3,800 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 16 | 原稿謝金 (外国語) | 枚 | 5,300 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 思想・文献 (200ワード) |
| 17 | 原稿謝金 (外国語) | 枚 | 3,800 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 一般 (200ワード) |
| 18 | 原稿校閲謝金 (母国語) | 枚 | 1,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 一般 (400字) |
| 19 | 原稿校閲謝金 (外国語) | 枚 | 2,800 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 思想・文献 (200ワード) |
| 20 | 原稿校閲謝金 (外国語) | 枚 | 2,100 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 一般 (200ワード) |
| 21 | 対談・座談会出席謝金 | 回 | 18,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 22 | 表紙・原画等揮毫謝金 | 枚 | 15,600 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | ポスターを含む |
| 23 | 表彰状揮毫謝金 | 行 | 150 | — | — | 課 税 | |
| 24 | 同時通訳謝金 | 日 | 85,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 午前又は午後の拘束時間が4時間以内の場合は1/2料金。正午をはさむ場合は一日料金 |
| 25 | 逐次通訳謝金 | 時間 | 10,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | |
| 26 | 翻訳謝金 (和文英訳) | 枚 | 5,400 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 和文→英文 (200ワード) |
| 27 | 翻訳謝金 (和文英訳) | 枚 | 7,600 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 和文→英文 (200ワード) 思想・文献 |
| 28 | 翻訳謝金 (英文和訳) | 枚 | 3,100 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 英文→和文 (400字) |
| 29 | 翻訳謝金 (その他和訳) | 枚 | 4,100 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 英文以外→和文 (400字) |
| 30 | 翻訳謝金 (外国語間) | 枚 | 6,000 | 10.21% | 所得税法第204条第1項第1号 | 課 税 | 外国文→外国文 (200ワード) |

注) 1. 24の同時通訳謝金及び25の逐次通訳謝金については、全ての外国語を対象とする。

2. 本表は、令和2年度に執行する諸謝金の標準的な単価を示したものであり、すべての事項において適用されるものではない。

3. 非居住者が日本国内で行う役務に対して謝金を支払う場合は、所得税法第212条第1項、第213条第1項により、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の税率は20.42%となる。